

令和5年度9月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市神戸ふれあいセンターの管理運営費	農政企画課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
3,480	令和6年度～10年度					3,480

[事業の目的]

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市神戸ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、鳥取市神戸ふれあいセンターの運営における、民間事業者等の創意と工夫による質的向上と効率化を図る。(山間地集落を対象に農業従事者の集会、研修、特産物の加工・展示を行う。地域活性化のための拠点施設として、また、周辺農地を利用した体験農園、桃狩りに訪れた人々の休憩所等として利用することを目的とする。)

[事業の内容]

指定管理者に以下の業務を委託する。

- ①事業の実施に関する業務（農産物加工指導・利用者の安全確保に関する業務）
- ②施設の利用許可に関する業務（利用受付の許可、料金徴収業務、減免に関する業務）
- ③施設及び設備の維持管理に関する業務（玄関等の開閉・施錠、清掃、設備保守及び軽微な修繕）

[これまでの関連する取組み]

現指定管理者 神戸ふれあいセンター運営委員会（指名）
 前回債務負担額 平成31年度～令和5年度 3,102千円
 指定管理料 H31 621千円 R2 621千円 R3 621千円
 R4 621千円 R5 621千円
 計 3,102千円
 ※R4 92千円（電気代等高騰分）

[今後の取組み]

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

1. 指名を実施
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
5. 2月中に基本協定書の締結。
6. 令和6年4月1日より管理開始。